

泉佐野市中小企業総合支援制度取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、泉佐野市内（以下「市内」という。）の中小企業者が事業活動の活性化、経営基盤安定に向けた計画等を立てることで、より実践的な支援を図り、市内中小企業の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 利子補給の対象融資 別表1に定める融資（現在返済中であるものを含む。）をいう。
- (3) 保証料補助の対象融資 別表2に定める融資をいう。
- (4) 中小企業退職金共済加入促進補助金 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号。以下「法」という。）の規定による中小企業退職金共済制度の加入促進を図るため、中小企業者に対して交付する補助金をいう。
- (5) 利子補給の当初融資額 利子補給対象融資の融資実行日現在における融資額をいう。
- (6) 基準日 当該支援事業を受けようとする年度が属する12月31日（当該日が泉佐野市の休日を定める条例（平成2年条例第30号）第2条第1項に規定する休日の場合においても当該日とする。）をいう。

(支援措置)

第3条 第1条に規定する目的を達成するために中小企業者の要望や経営状況により支援策を講じるものとする。

2 前項に規定する支援策は以下のとおりとする。

- (1) 経営相談
- (2) 経営支援計画の策定
- (3) 財政的支援を含めた情報提供

3 前項の支援策は市が指定する機関で実施する。

4 前々項に規定する支援策では当該中小企業者の経営基盤安定の支援を図れない場合は、市から補助金を支給することができる。この場合において支給する補助金の種類は、次に掲げるもの（以下「補助金」という。）とする。

- (1) 中小企業振興資金利子補給金
- (2) 中小企業振興資金保証料補助金

(3) 中小企業退職金共済加入促進補助金

(対象事業者)

第4条 当該補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 市内に居住し、かつ市内で事業活動を営んでいる中小企業者。法人の場合は、市内に本社所在地を有する中小企業者であること。
- (2) 基準日において市税を滞納していないこと。

(中小企業振興資金利子補給金)

第5条 申請者は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 利子補給対象融資（この条において以下「対象融資」という。）の元金金額の約定返済を期限内に行っていること。
- (2) 返済猶予特例や元金据置き措置等、融資実行日における返済条件を変更していないこと。
- (3) 対象融資を受け、基準日において対象融資の元金返済を行っている対象事業者とする。ただし、対象融資の初回返済時に、元金返済据置き措置の適用を受けている場合は、元金返済を始めた日が属する月から利子補給を開始する。
- 2 当初融資額（別表1において大阪府制度融資の場合、設備にかかる資金の適用を受けていてかつその区分が明確にできない場合は、融資額の総額をいう。）の限度額は1000万円とする。ただし、1000万円を超える場合は、1000万円を当初融資額で除した率を適用する。
- 3 利子補給の額は、対象融資の返済した額とする。ただし、融資利率の1/2を当該利子に乗じた額とし、5万円を補助額の上限とする。
- 4 利子補給の対象期間は、当該対象融資の実行日より5年以内とする。
- 5 対象期間において、対象融資は1融資のみとし、登録された対象融資を変更することができない。

(中小企業振興資金保証料補助金)

第6条 申請者は、次のいずれにも該当しなければならない。

- 2 保証料補助金の額は、大阪府中小企業信用保証協会（以下、「保証協会」という。）の定めるところにより算定した保証料の1/2の額とする。ただし、10万円を補助額の上限とする。
- 3 保証料補助の適用を受けた事業者は、適用を受けた年度を含めて3年度の間は前条に規定する補給金及び次条に規定する補助金を受けることができない。
- 4 保証料補助金は、基準日が属する年の1月1日から基準日までの間に借り受けた保証料補助の対象融資に係る保証料に適用する。

(中小企業退職金共済加入促進補助金)

第7条 申請者は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 基準日において常時雇用する従業員の数が30人以下であること。
 - (2) 事業主負担において中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号。以下「法」という。）の規定による中小企業退職金共済制度に加入していること。
- 2 市長は、事業主が、法第2条第3項により契約を締結した場合において、当該契約の対象従業員にかかる月額掛金の一部を別表3の定めるところにより補助する。
- 3 中小企業退職金共済加入促進補助金は、事業主が契約した日の属する月から3年以内のものに限り交付する。

(申請等)

第8条 申請者は、第3条第2項に規定する経営支援計画を策定した場合、市長が別に定める日までに、泉佐野市中小企業総合支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要事項を記入のうえ、別表4に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。この場合、第3条第4項各号に掲げる補助金の一つのみ申請できるものとする。

- 2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、中小企業総合支援補助金の可否を決定し、その結果を泉佐野市中小企業総合支援補助金交付可否決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により通知するものとする。
- 3 前項の規定により決定通知を受けたものは、速やかに泉佐野市中小企業総合支援補助金交付（概算払）請求書（様式第3号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による請求書を受けた時は、請求日から30日以内に補助金を交付するものとする。

第9条 補助金の合計額が当該年度の予算額を超えた場合の補助金は、この要綱の規定に関わらず、市長は予算の範囲内で按分する。

(取消し及び返還)

第10条 市長は、申請書が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付の決定を取り消し、又は当該交付された補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正行為があったと認められる場合。
- (2) 前号の他、この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 泉佐野市中小企業振興資金利子補給制度実施要綱及び泉佐野市中小企業退職金共済加入促進補助金交付要綱を廃止する。

付 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年1月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

◆利子補給対象融資◆

日本政策金融公庫	マル経融資 (小規模事業者経営改善資金)
	生活衛生改善貸付 (生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付)
	新企業育成貸付
大阪府制度融資	開業サポート資金 小規模企業サポート資金 チャレンジ応援資金 経営安定サポート資金 ※開業サポート資金以外の資金については資金 使途が「設備」にかかるものに限る。

別表 2 (第 2 条関係)

◆保証料補助対象融資◆

大阪府制度融資	開業サポート資金 小規模企業サポート資金 チャレンジ応援資金 経営安定サポート資金
---------	--

別表3（第7条関係）

従業員数	補助率	補助対象掛金月額（一人当たり）
30人以下	10%	掛金（月額）5,000円を限度とする。 （5,000円を超えたものは5,000円とする。）

別表 4 (第 8 条関係)

	申請期間	添付書類
利子補給金	当該補助金の 交付を申請す る年度が属す る 2 月 1 日か ら 2 月末日ま で	(1)利子補給金申請関係書類 別紙 (2)返済予定表 (3)返済証明書 (4)市税の納税確認の承諾書 別紙 (5)保証決定の写し(大阪府制度融資を受けてい る者) (6)その他市長が必要と認める書類
保証料補助金		(1)保証料補助金申請関係書類 別紙 (2)金融機関発行の計算書等の保証料の払込が わかる書類 (3)市税の納税確認の承諾書 別紙 (4)確定申告書の写し又は開業届の写し (5)協会発行の保証のお知らせ又は保証書の写 し (6)その他市長が必要と認める書類
中小企業退職金共済 加入促進補助金		(1)中小企業退職金共済加入促進補助金申請関 係書類 別紙 (2)市税の納税確認の承諾書 別紙 (3)その他市長が必要と認める書類